



## 〔第5章〕 住み慣れた地域でみんなが支えあう社会づくり

### 第1項 地域包括ケアの推進

本県ではこれまで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して在宅生活を送ることができるように、市町村と連携して地域ケア体制の充実に努めてきました。今回の制度改正で、その方向が一層進められることとなり、各地域において、地域特性をふまえながら、地域包括ケアシステムの構築が求められることとなります。

高齢者等意向調査の結果からも、高齢者が地域で安心して生活を続けるためには、緊急時対応や医療体制の充実、24時間のサービス提供などが求められており、こうしたニーズをふまえ、医療と介護が連携した地域包括ケアの体制づくりを適切に進めていく必要があります。

また、重度者への対応、在宅復帰、医療ニーズへの対応など、各介護保険施設に求められる機能に応じたサービス提供の強化を図ります。

#### ◎ 地域の特性に合わせた地域包括ケアシステム

本県には都市部、中山間地域、過疎地など、さまざまな特性を持つ地域があり、各地域において、地域特性をふまえた地域包括ケアの推進に創意工夫を行っていくことが大切になります。一律のモデルではなく、地域の実情に応じた適切な地域包括ケアシステムの体制のあり方を、市町村と連携して検討を進めます。

また、地域づくりのモデルとなるさまざまな事例などの情報の収集・提供を通じて、各地域の取組を促進します。

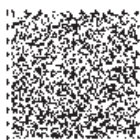
#### ◎ 医療と介護の連携

県内の地域において、要介護高齢者や医療的ケアが必要な高齢者および認知症高齢者が増加する中、医療から介護サービスへの移行に際して、連携がうまく働いていない事例が見受けられます。

このため、現在、各保健所がコーディネート役となり、地域ごとの資源の表面化や課題の抽出を行い、各市町村および地域包括支援センターと密接に連携しながら、地域の病院や医師会、介護保険施設、在宅介護事業者等とともに、課題・問題意識と情報を共有する場づくりを行うなど「医療と介護のネットワークづくり」への取組が進められています。

県としては、医療・介護関係機関がネットワークを構築することにより、医療から介護サービスへの円滑な移行を可能とし、要介護者および介護家族の安心の確保につながるよう、これらの取組を支援していきます。

また、圏域によっては終末期医療\*に取り組んでいるところもあり、今後、終末期における胃ろう\*などの人工栄養法\*のあり方について、医療・介護をはじめとする関係機関が連携しながら検討を進めていく必要があります。

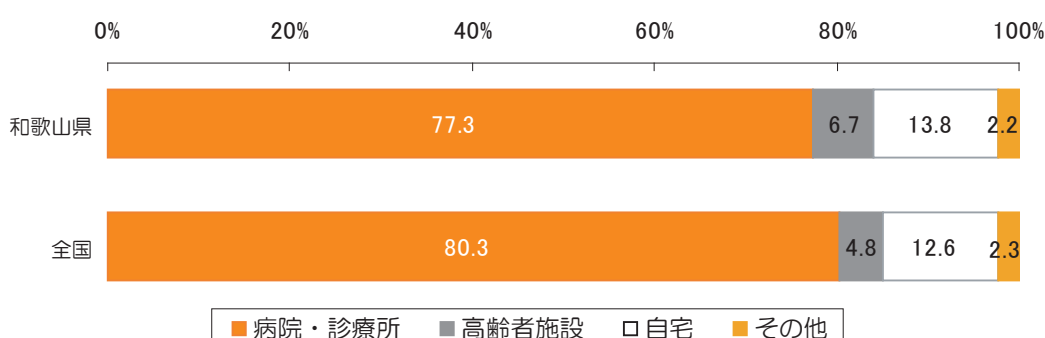


## ◎ 終末期の体制整備

わが国では、亡くなる人の多くが病院で最期を迎えています。その中には、長年過ごした場所で終末期のケアを受けたいという希望を持っていた人も少なくないものと思われます。本県における病院・診療所での死亡割合は全国平均より低くなっており、自宅等で終末期のケアを受ける人は全国に比べて多いと考えられますが、8割弱の人が病院・診療所で亡くなっている状況であり、看取りに関してできるだけ本人や家族の希望に沿うことができるように体制の整備を図っていくことが求められます。

本人や家族は終末期の医療や在宅ケアに関する情報が不足しがちであることから、これらの情報を十分に得て、自らの意思で選択できるようにするため、行政や医療機関が専門的な相談への対応や情報提供を積極的に行っていくことが重要となります。

図表 57 死亡者の死亡場所別構成比（平成22年）



人口動態統計

病院の医師・看護師等に対しては終末期における在宅ケアへの理解促進を図るとともに、訪問看護師や介護支援専門員等が連携し、本人と家族のメンタル面を含めたケアが提供できるように進める必要があります。

また、特別養護老人ホーム等では、長年過ごした場所で終末期のケアを受けたいという利用者や家族の希望に応えられるよう、医療との連携を強化するとともに、職員に対する看取りや医療分野に関する研修の充実を図ります。

県民に対しては、終末期に関する知識の普及および看取りに対する理解促進を図るとともに、一人ひとりが自らの終末期のあり方について考える機会を提供し、啓発に努めます。

## ◎ 在宅医療等の推進

高齢者等意向調査によると、約半数の高齢者が、介護等が必要となったとき、在宅生活を続けるためには、「在宅で受けられる医療サービス」や「24時間対応できる病院、診療所」が必要であると回答しています。（30ページ参照）

退院後の在宅での療養生活において、急変時の対応などに不安がある方の負担が軽減され、看取りまでの期間を安心して地域で暮らしていくことができる環境づくりが重要となっており、在宅医療サービスの一層の充実を図るとともに、介護サービスとの円滑な連携を促進していく必要があります。





このため、在宅療養支援診療所や在宅療養支援歯科診療所などと在宅訪問看護ステーション、薬局等が連携した、夜間休日でも安心して診療が受けられるような基盤づくりを行うなど、地域の実情に合わせた取組を進めます。

また、医師・歯科医師・看護師・薬剤師など、在宅医療を支える人材の確保と育成に努めます。

★ 目標

＜将来の目標＞

在宅医療を担う拠点医療機関：地域包括ケアを行う日常生活圏域単位ごとに整備

＜計画期間における目標＞

在宅療養支援病院・診療所：現状より増加

◎ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持増進および安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、市町村により設置されています。

地域包括支援センターは、地域包括ケアを構築するための中心的な役割を果たすことが求められており、介護保険サービスのみならず、インフォーマルサービス\*との連携や、介護サービス担当者、医療関係者、民生委員・児童委員、自治会、NPOなどの地域資源や人材をコーディネートする役割を担っていく必要があります。

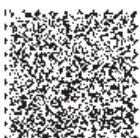
しかしながら、地域での位置づけが不明確であったり、ケアプラン\*作成業務で多忙なため、地域包括支援センターのより一層の機能強化が求められているところです。

地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの実現のため、総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護、地域ネットワーク等の機能が最大限に発揮できるよう市町村と連携し、地域包括支援センターの機能の充実強化に向けた支援を進めます。

図表 58 地域包括支援センター数（平成24年4月時点）

| 圏 域       | 地域包括支援センター数（箇所） |     |    |
|-----------|-----------------|-----|----|
|           | 直 営             | 委 託 | 計  |
| 和歌山・海南・海草 | 3               | 7   | 10 |
| 紀の川・岩出    | 1               | 5   | 6  |
| 橋本・伊都     | 2               | 2   | 4  |
| 有田        | 4               | 1   | 5  |
| 御坊・日高     | 6               | -   | 6  |
| 田辺・西牟婁    | 4               | 1   | 5  |
| 新宮・東牟婁    | 5               | 1   | 6  |
| 和歌山県      | 25              | 17  | 42 |

※紀の川市は、平成25年4月以降、委託5箇所から直営1箇所に変更予定



## ◎ 地域リハビリテーションの推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域社会で生活ができるよう、予防から急性期・回復期・維持期までの連続した地域リハビリテーションの提供が必要です。県では、地域リハビリテーションを推進するための中核施設である「県リハビリテーション支援センター」として和歌山県立医科大学附属病院を、また、老人福祉圏域のうちの5箇所で「地域リハビリテーション広域支援センター」をそれぞれ指定しており、高齢者それぞれの状況に応じた適切な、また地域の実情に応じたリハビリテーションを提供できるよう体制の推進を図ります。

図表 59 地域リハビリテーション広域支援センターの状況（平成24年4月1日現在）

| 老人保健福祉圏   | 施設名                  |
|-----------|----------------------|
| 和歌山・海南・海草 | 琴の浦リハビリテーションセンター附属病院 |
| 橋本・伊都     | 医療法人南労会 紀和病院         |
| 有田        | 済生会 有田病院             |
| 御坊・日高     | 医療法人黎明会 北出病院         |
| 田辺・西牟婁    | 白浜はまゆう病院             |

## 第2項

## 認知症対策の推進

高齢者人口の増加により、本県の認知症患者数は、2015年では2.8万人、2035年では3.5万人にも昇ると推計されています。地域包括ケアにおいても、認知症対策は大きな課題であり、認知症の早期発見・対応、地域住民の啓発や見守り体制、医療・福祉の連携、地域密着型サービスなどの基盤整備、家族介護者への支援など、さまざまな観点からの取り組みが必要となります。

また、65歳未満に認知症を発症された若年性認知症<sup>\*</sup>の本人やその家族は、現役世代特有の課題を抱えており、就業等の経済面やより密接した精神面への支援を図る必要があります。

### ◎ 普及啓発の推進

認知症の正しい知識の普及を図るため、講師ボランティアを活用した「認知症サポーター養成講座」の開催を促進し、地域、職域、学校など、幅広い対象に啓発活動を行います。

また、さまざまな広報媒体を活用して県民への積極的な啓発活動を行い、認知症という病気を否定的にとらえず、認知症の人の尊厳や可能性を大切にしていく意識を高揚し、認知症の人と家族を見守り支援する地域づくりを推進します。

#### ★ 事業現況（平成23年3月末現在）

- ・ 認知症キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師）人数：508人
- ・ 認知症サポーター養成講座開催数（延べ開催回数）：440回
- ・ 認知症サポーター養成人数：12,201人



### ◎ 認知症の人と介護家族への支援

認知症の人の介護は家族の中で抱え込んでしまう傾向にあるため、本人と介護家族には身体的・精神的に大きな負担となり、介護疲れから虐待につながるケースも増加しています。介護の不安や悩みについて気軽に相談できる電話相談窓口の設置や、不安や悩みを互いに共有し、助けあえる場をつくる交流会など、本人と家族の負担を軽減する取組を推進します。

また、若年性認知症の人の抱える課題を把握し、必要な支援につなげる取組や、本人の自立した生活を支援するため、雇用継続・就労を支援するネットワークの構築を推進します。

さらに、消費者被害や虐待、行方不明など、認知症の人を取り巻くさまざまな課題に対応するため、成年後見制度\*などの権利擁護の推進、地域の関係機関が連携したSOSネットワークなど、地域の支援体制の構築を推進します。

#### ★ 事業現況（平成22年度 県家族支援事業実績）

- ・電話相談（認知症なんでも電話相談）相談件数：383件
- ・交流会開催回数：41回、延べ参加者（本人と家族）：174人

### ◎ 認知症ケアの向上

認知症の人への介護サービスの質の向上を図るため、指導者の育成、ケア従事者の専門性、資質の向上を図るための研修や管理者への適正なサービス提供に資する研修を実施します。

また、認知症介護に関わるさまざまな専門職との連携を図り、ケア体制の構築を進めます。

### ◎ 認知症地域医療支援体制の充実

認知症の早期発見・早期治療は、病気の進行を遅らせ、本人が健康で自分らしく過ごすことができる時間を長くし、介護する家族の負担を軽減します。そのため、地域において認知症を早期に発見し、診断・治療につなげる医療の支援体制が重要となります。

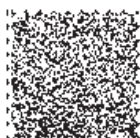
地域の高齢者等が日頃から受診する診療所等のかかりつけ医\*に対して、認知症への気づきや家族への対応等、認知症への対応力を向上する取組について、医師会等の関係機関と協力して推進します。

また、かかりつけ医への助言や、地域包括支援センター等、介護との連携、認知症疾患医療センター等の専門医療機関との連携を図る認知症サポート医の養成を推進します。

さらに、認知症の診療や相談について対応が可能な医療機関の公表や、地域包括支援センター等での相談機能の充実など、認知症の人とその家族が、地域で気軽に相談・受診できる医療支援体制の充実を図ります。

#### ★ 事業現況（平成22年度末現在）

- ・認知症サポート医 養成人数：27名



## ◎ 認知症疾患医療センター

認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状および身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談など認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターとして和歌山県立医科大学附属病院と国保日高総合病院を指定しています。

かかりつけ医や介護関係機関等と連携した相談支援、専門医療の提供、地域保健医療・介護関係者への研修、普及啓発など、認知症疾患患者が地域で安心した生活ができるよう、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ります。

### 第3項

## 多様な担い手による地域支えあい体制の構築

### ◎ 地域における支えあい体制づくりの推進

少子・高齢化の進行や核家族の増加などの社会事情を背景に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、地域におけるコミュニティの希薄化が懸念されています。

高齢者が孤立することなく、できるだけ住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、地域も含めた社会全体で高齢者を支援していくことが必要です。「地域コミュニティの再生」に向け、住民同士によるつながりを再構築し、地域住民の主体的な参画のもと、支援を必要としている高齢者を社会全体で見逃さず、適切な支援に繋げていくことが求められます。

そのため、行政、医療、介護、福祉の関係機関をはじめ、住民組織、NPO、ボランティア団体等の協働により、それぞれの役割を明確にしたネットワークの整備や、見守りや支えあいを担う人材の育成等、地域における日常的な支えあい体制の整備を一層推進するとともに、その取組を支援します。

また、介護保険等の公的なサービスだけでは対応が困難な生活課題が増えています。例えば、買い物やゴミ出し、電球交換など、日常生活のさまざまことで困っている高齢者が増えています。これらの課題に対応するためにも、住民相互の助けあいとともに、地域福祉の軸となる、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や、既存組織である自治会、老人クラブ、地域に密着したボランティア団体や福祉サービス提供者や商店等により、多様な担い手による「支えあいの社会づくり」を推進します。

#### ★ 平成23年度事業の現況

- ・ 地域支えあい体制づくり事業補助金 交付予定：15団体  
県内の住民グループ等が実施する地域における高齢者等への生活支援事業や居場所づくり事業等の支えあい活動の立ち上げを支援
- ・ 地域支えあい連携体制構築事業補助金 交付予定：21市町村  
市町村が実施する地域の実情に応じた日常的な支えあいの体制づくりを支援
- ・ 住民支えあいマップづくり普及推進セミナーの開催（2箇所で開催）



### ◎ ボランティア・NPO活動の支援

地域包括ケアにおいて、地域でのインフォーマルサービス等はボランティアやNPO等により支えられており、同時に、こうした多様な担い手による支えあいは今後さらに重要性を増すものと考えられます。

県では、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証、行政職員の研修、市町村・振興局とNPOによる交流会、NPO活動をサポートする地域拠点や中間支援組織に対する支援などを実施しています。

また、ボランティア等に関する県民向けの啓発を一層推進するとともに、ボランティアやNPO活動をより推進するため、リーダーの育成研修などに取り組みます。地域の幅広いボランティアやNPOの活動などに多くの住民参加が得られるような環境づくりを進めるとともに、ボランティア活動等を支援する世論の形成とボランティア人口の拡大をめざします。

ボランティア団体やNPOと行政は相互に補いあう対等なパートナーとして、県庁内各部署で事業推進に際してNPOとの協働推進に取り組みます。

また、市町村におけるNPO施策への協力や、活動の基盤整備、環境整備などの支援を行います。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

